

ID: 1702

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	分配金取得計画の認可及び変更認可		
法令名 根拠条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律 第141条第1項(第145条において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】 法第141条及び第144条の規定による。 (分配金取得計画の決定及び認可) 第141条 組合は、第120条第1項の公告又は第134条第2項において準用する第120条第1項の公告後、遅滞なく、分配金取得計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 2 組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、分配金取得計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、売却等マンションの敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等が賃借権であるときは、売却等マンションの敷地又は売却敷地の所有権を有する者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもって組合に対抗することができない者については、この限りでない。 (認可の基準) 第144条 都道府県知事等は、第141条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 (1) 申請手続又は分配金取得計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 売却決議の内容に適合していること。 (3) 売却等マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。 (4) 認定除却等計画に係る売却マンション又は除却敷地売却マンションにあつては、当該認定除却等計画に係る売却マンション又は除却敷地売却マンションの借家権及び使用貸借による権利が権利消滅期日までに消滅することが確実であること。 (5) その他基本方針に照らして適切なものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日